

## 三重県立かがやき特別支援学校（緑ヶ丘校）体育施設開放使用規程

### (趣旨)

第1条 この規程は、三重県立体育施設開放要綱（以下「要綱」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

### (開放の日時)

第2条 開放する施設及び時間は三重県立かがやき特別支援学校（緑ヶ丘校）（以下「学校」という。）の教育活動に支障のない範囲において次のとおりとする。

施設	時 間 授業実施日等 (平日等)	授業を実施しない日等 (土日・祝日等)
体育館	17時00分から 21時00分まで	9時00分から 21時00分まで
照明設備	17時00分から21時00分までの間とする (ただし、状況により上記時間外での照明利用を許可する)	
空調設備	体育館使用許可時間（冷房のみ：7月から9月）	<b>※他要相談</b>

### (使用者の遵守事項)

第3条 開放する施設を使用する者は、要綱に定めるもののほか、次の事項を守らなければならない。もし、守らない場合には使用許可を取り消す又は許可しないことがある。

- ① 使用許可以外の場所に立ち入らないこと。
- ② 責任者の監督のもとで使用すること。
- ③ 学校敷地内及び使用許可施設では、火気の使用、喫煙を行わないこと。
- ④ 飲酒及び酒気を帯びて学校敷地内及び使用許可施設に立ち入らないこと。
- ⑤ 危険・事故の防止に努めること。なお、施設や設備、備品を破損した場合は速やかに学校に届け出るとともに、使用者の責任において原形に復すること。
- ⑥ 施設の使用権を他の者へ譲渡又は転貸しないこと。
- ⑦ 使用中に生じた事故や傷害等は、使用者個人の責任において処置すること。
- ⑧ 貴重品その他持ち物等の管理は使用者において行うこと。
- ⑨ 使用許可を受けた日の使用を中止するときや変更するときは、速やかに学校に連絡すること。
- ⑩ 使用指定時間を厳守し、居残りはしないこと。
- ⑪ 使用者はスポーツ傷害保険等に加入し、傷害発生時に対処できるようにすること。
- ⑫ その他、学校長及び学校教職員の指示に従うこと。

### (委任事項)

第4条 この規程に定めるもののほか、学校体育施設開放に関し必要な事項は学校長が別に定める。

### 附 則

- 1 この規程は、令和7年10月 1日から施行する。